

# 物品売買契約書(案)

物品の売買について (以下「発注者」という。) と (以下「受注者」という。) との間に、次のとおり契約を締結する。

## (契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 件名    | 令和8年度児童生徒用机・椅子購入(単価契約)  |
| (2) 品名    | 別紙 児童生徒用机・椅子規格単価明細書のとおり |
| (3) 契約金額  | 別紙 児童生徒用机・椅子規格単価明細書のとおり |
| (4) 納入期限  | 契約締結日から令和9年3月31日        |
| (5) 納入場所  | 浦添小学校 他10校 浦添中学校 他4校    |
| (6) 契約保証金 | 浦添市契約規則第6条による           |

## (納入物品の品質等)

第2条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、別紙 児童生徒用机・椅子規格単価明細書のとおりとする。

## (納入期限)

第3条 受注者は、頭書の契約期間中、発注者の発注がある度、その都度指定する期日までに物品を納入するものとする。この場合、受注者は直ちに納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

- 2 受注者は物品の納入に関し、発注者の通知を受けた日から30日以内に納品しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

## (検収及び引き渡し)

第4条 受注者は、納品の際に立ち会い、発注者の定める検収(以下「納品検収という。’)を受けなければならない。

- 2 受注者は、物品を納入するときは、仕様書等にてあらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、仕様書等にてあらかじめ指定されていない場合であっても、物品の性質上可分であるものについて発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 発注者は、納品検収を納品の日から起算して3日以内に終えなければならない。
- 4 納品検収に直接要する費用及び検収のため変質、変形又は消耗棄損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- 5 発注者は、受注者が納品検収に立ち会わないときは、当該納品検収の結果について受注者の異議の申し立てを認めないものとする。
- 6 発注者は、納品検収に合格したとき、受注者から物品の引渡しを受けるものとし、同時に物品の所有権は受注者から発注者へ移転するものとする。

## (所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第5条 物品の所有権は、検査に合格したときは、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

## (契約内容の変更等)

第6条 発注者は、必要があるときと認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は契約の内容を一時中止することができる。

- 2 前項の場合において契約金額を増減する必要があるとき、又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者との協議の上書面により定めるものとする。
- 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約の内容を変更し、又は契約の内容を一時中止し、受注者に損害をおよぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第7条 契約締結後において、天災事変、不測の事態又は社会情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(契約金額の支払い)

第8条 受注者は、毎月末日に当月中に納入した分について取りまとめた上、発注者の検査を受け検査の完了後、その代金の支払を発注者に請求するものとし、請求金額は第1条第3号に定める単価に消費税及び地方消費税を加算した金額を請求するものとする。発注者は受注者から請求のあった日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、物品の引渡し後、当該物品に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があること(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、受注者に対し、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法により、物品の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完をすることができない。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不可能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

4 前各項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合(数量を除く。以下この条において同じ。)の物品を発注者に引き渡した場合において、発注者がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第11条 受注者の責めに帰する事由により、納入期限までに物品の納入ができない場合には、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、納入期限の翌日から納品検収に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該納品検収に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割納入するとき及び第4条第2項の規定により分割納入したときは、前項の違約金は、契約金額から納品検収に合格した分割量に応じた契約金額相当額を控除した金額を基礎として算定する。ただし、全履行がなされなければ、契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 受注者は、天災その他の受注者の責めに帰することができない事由により納入期限内に物品の納入ができないときは、直ちに理由を明記した書面により発注者に対して当該納入期限の延長を申し出なければならない。

- 5 発注者は、受注者が前項以外の事由により納入期限内に履行できないときは、受注者に対して履行遅延の事由及び履行可能な期限等を明記した書面の提出を求めることができる。
- 6 発注者の責めに帰する事由により、第8条に規定する支払が遅れたときは、受注者は、支払期限の翌日から起算し、遅延日数1日について、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期限内にこの契約に定める債務を履行しないとき、又は履行期限経過後相当の期間内に物品を納入しないとき。
- (2) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完又は第9条第3項の契約金額の減額の請求がなされないとき。
- (3) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わない。

- (1) 第20条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、この契約を解除することができない。

(受注者の催告による解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条の契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が困難になったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、この契約を解除することができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品を納入できないとき。

(2) 第9条第1項に規定する契約不適合があるとき。

(3) 第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(4) 前2号に定める場合のほか、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

6 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第8条の規定による売買代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第20条 受注者はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(契約外の事項)

第22条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、発注者受注者協議の上これを定める。

この契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 浦添市安波茶一丁目1番1号  
浦添市長 松本 哲治

受注者

## 児童生徒用机・椅子規格単価明細書

契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

単価:円

品名	規格	単位	単価 (消費税及び地方消費税込み)
可動式机	旧JIS製 ※(以下例示品) 例示品 LION製 SD(低学年用)・LD(高学年用)	台	
可動式椅子	旧JIS製 ※(以下例示品) 例示品 LION製 SD(低学年用)・LD(高学年用)	脚	
可動式机・椅子セット	旧JIS製 ※(以下例示品) 例示品 LION製 SD(低学年用)・LD(高学年用)	セット	
固定式机	旧JIS製 ※(以下例示品) 例示品 LION製 2～3号	台	
固定式椅子	旧JIS製 ※(以下例示品) 例示品 LION製 2～3号	脚	
固定式机・椅子セット	旧JIS製 ※(以下例示品) 例示品 LION製 2～3号	セット	